



ガザミ有明海
令和7年度資源評価結果

生物学的特性

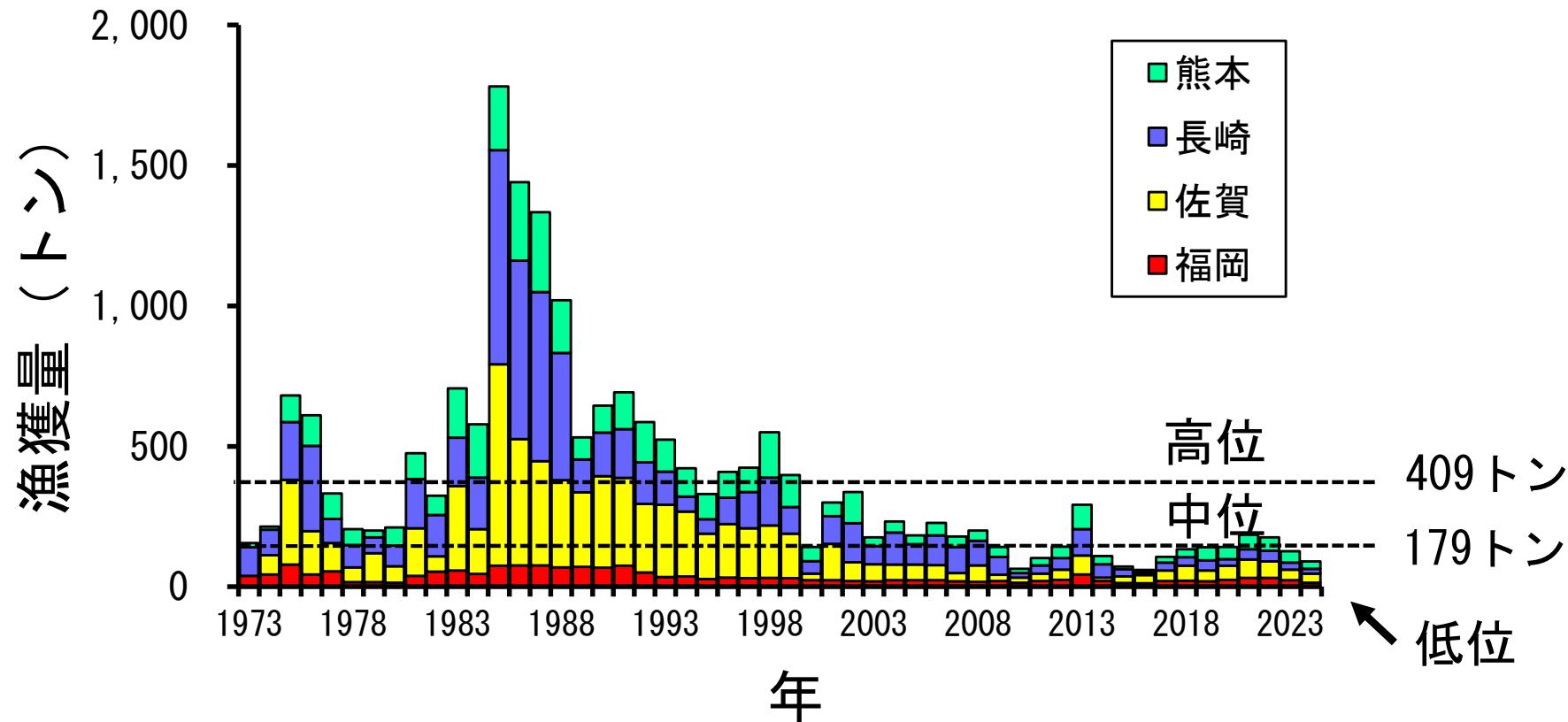


生物学的特性

- 寿命：2～3年
- 成熟開始年齢：1歳未満
- 産卵期・産卵場：4～9月
(有明海の湾央部～湾奥部)
- 食性：甲殻類、多毛類、貝類など
- 捕食者：不明

- 漁場は有明海全域
- 主漁法はカゴ、固定式刺網、たもすくい網、小型底びき網

漁獲の動向

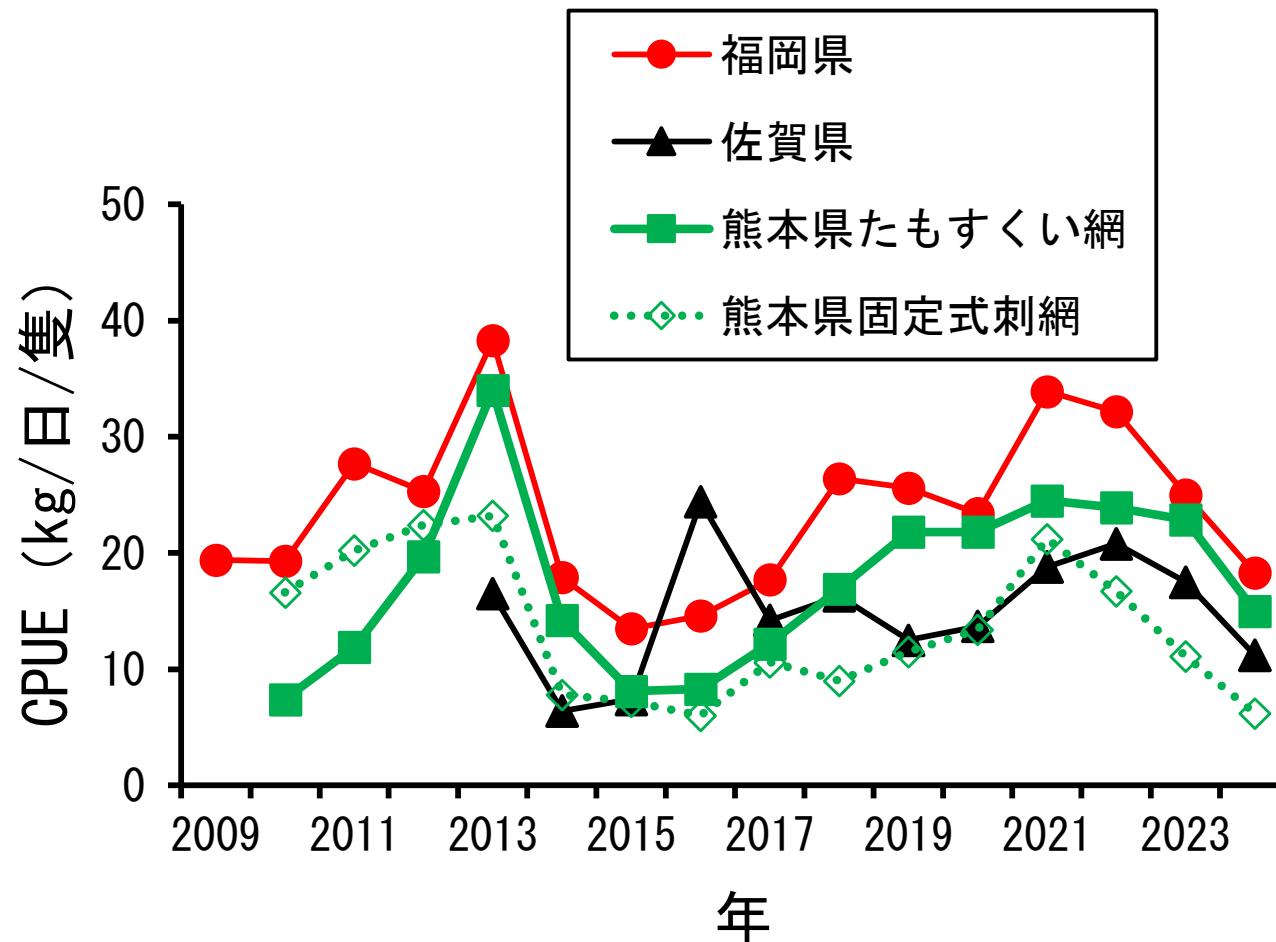


※水準区分 低位／中位：漁獲量179トン、中位／高位：漁獲量409トン

(4県合計漁獲量を三分位数によって三分割して判断)

- 4県の合計漁獲量は、1985年の最大値1,781トンから2000年の142トンにまで急減し、2024年には90トン（福岡15トン、佐賀33トン、長崎16トン、熊本26トン）となっている
- 4県合計と県別の漁獲量をそれぞれ三分位数によって三分割すると、すべてが低位に相当する

資源の動向



- 2009～2024年の各県・漁業種のCPUE（操業1日・1隻あたりの漁獲量）は、6～38 (kg/日/隻) の範囲で増減を反復
- 2024年のCPUEは6～18 (kg/日/隻) で、各県・漁業種の直近5年間（2020～2024年）の回帰直線の傾きはすべてマイナスで、減少傾向を示した

資源評価のまとめ

- 1973～2024年の各年の漁獲量を三分位数で分別した結果、2024年の4県の合計漁獲量は低位に相当した
- 直近5年間（2020～2024年）の各県・各漁業種のCPUEは減少傾向にあった
- 以上の漁獲量とCPUEの年変動から、2024年の有明海のガザミ資源は、低位で減少傾向にあるとみなした

資料3－2

有明海ガザミ広域資源管理方針に基づく令和7年度の取組状況

(令和7年9月末現在)

1. 広域資源管理方針の実施措置

措 置	令和7年度の実施状況
(1)漁獲努力量の削減措置	
①抱卵ガザミ(黒デコ)の保護	関係県において、採捕された抱卵ガザミ(黒デコ)の再放流又は一時蓄養により抱卵ガザミの産卵機会の確保を実施。
②小型ガザミの再放流	関係県において、小型ガザミの保護のため、採捕された全甲幅長13cm以下のガザミの再放流を実施。
③軟甲ガザミの再放流	関係県において、資源保護、漁獲物の価値向上を図るために、軟甲ガザミの再放流に努めることを実施。
④採捕禁止期間の設定	日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第81号に基づき、有明海において、令和7年6月1日から6月15日までの間、たも網その他のすくい網によるガザミの採捕を禁止し、抱卵ガザミの保護を実施。
(2)資源の積極的培養措置	関係県において、ガザミ種苗放流を実施。
(3)漁場環境の保全措置	福岡県において、漁場の環境を改善するため覆砂を実施。また、環境省の事業で、有明海福岡県地先の漂流物の回収を実施。 熊本県において、漁場環境の改善のため、流木等を回収する取組を実施。
(4)その他	
①各県による自主的取組措置	上記措置よりも厳しい基準で自主規制に取り組んでいる漁業・地区においては、引き続き資源管理の取組が後退するがないよう努め、漁業経営への影響に考慮しつつ、導入可能なものから、隨時、自主的な措置として取り組んでいくこととする。 [実施内容に関しては別紙参照]
②広域資源管理方針の取り組みの周知・協力要請	関係県において、マリーナ、フィッシャリーナ、釣具店、関係漁協等におけるリーフレットによる広域資源管理方針の取り組みの周知・協力要請を実施。

(参考)

【令和7年度のガザミ種苗放流状況】

単位：千尾

区分	放流尾数	放流サイズ	放流場所	放流時期	備考
福岡県	1,963	C1～C3	有明海	6～8月	DNAマーカー
佐賀県	2,126	C1、C3	有明海	6～7月	DNAマーカー
長崎県	3,300	C1、C3	有明海	6～7月	DNAマーカー
熊本県	2,110	C1、C3	有明海	6～7月	DNAマーカー
計	9,499				

※放流サイズの「C1～C5」は、脱皮の回数 (C1:5mm、C3 : 10mm、C5:20mm)

【令和3年～令和6年度の放流尾数】

単位：千尾

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	備考
福岡県	2,061	1,784	2,404	2,592	
佐賀県	1,298	2,425	627	1,628	
長崎県	2,350	2,605	2,279	3,300	
熊本県	1,983	1,865	1,707	1,585	
計	7,692	8,679	7,017	9,105	

※平成30年度から、有明海漁業振興技術開発事業により、従来と比較して小型 [C1 : 5mm] サイズ種苗を試験的に放流しているため、放流尾数が増加している。

県名	措置	各県による自主的取組内容
福岡県	休漁	6月～8月の土曜日休漁
佐賀県	休漁	土曜日休漁
	サイズ	全甲幅長15cm以下の再放流
熊本県	休漁	許可期間中60日以上の休漁（刺網・一部地域）
長崎県	休漁	有明海における小型機船底びき網漁業において ○5月1日から8月15日の土曜日15時から24時間と第2及び第4土曜日の翌日15時から24時間 ○11月1日から2月28日（又は29日）の土曜日15時から24時間

2. 有明海ガザミ広域資源管理方針に係る広域資源管理検討会議及び漁業者協議会等の開催実績

(令和7年4月～令和7年9月)

開催年月日	会議名	参加機関	内 容
R7. 5. 13	令和7年度第1回有明海ガザミ資源管理漁業者協議会	漁業者、漁連、長崎県庁、九調	<ul style="list-style-type: none">○有明海ガザミ広域資源管理方針に基づく令和6年度の取組状況 第44回日本海・九州西広域漁業調整委員会の結果について○有明海ガザミ資源管理の取組推進について○その他
R7. 9. 29	令和7年度第1回有明海ガザミ広域資源管理検討会議	漁業者、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、水研、水産庁	<ul style="list-style-type: none">○有明海ガザミ資源について○令和7年度における広域資源管理の取り組みについて○広域資源管理方針の見直しについて○その他

ガザミの採捕禁止

(6/1~6/15)

有明海では、6月1日～6月15日の間、
漁業者だけでなく一般の方もガザミをたも
網その他のすくい網で採捕することは禁止
されています!!

これは、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示による規制です。

有明海の概略



※有明海とは・・・

委員会指示の対象となる「有明海」は以下の直線
及び陸岸によって囲まれた海面です。

- ・長崎県瀬詰崎から熊本県天神山に至る直線
- ・熊本県染岳から高松山三角点に至る直線
- ・熊本県天草上島恵比須鼻から大矢野岳に至る直線
- ・熊本県三角灯台から中神島を経て三角岳に至る直線

※周年、全甲幅長13cm以下の小型
ガザミの再放流にも取り組んでいます。



ガザミを採捕される皆様へ

ガザミ資源の保護・回復にご協力を!!

有明海のガザミ資源は依然低位のまま

ガザミ資源回復の取組を実施中

有明海ガザミ広域資源管理方針(令和3年3月18日公表)に基づき
資源回復のための取組として

- ①抱卵ガザミ(黒デコ※)の保護(再放流・一時蓄養)
- ②小型ガザミの再放流(全甲幅長13cm以下)
- ③軟甲ガザミの再放流に努める
- ④たも網その他のすくい網による採捕禁止(6/1 ~ 6/15) *

*漁業者だけでなく一般の方も採捕禁止

- ⑤種苗放流

などが行われています。

※ 黒デコとは、数日後にはふ化する受精卵(黒い卵)を持つ雌ガザミのこと。



抱卵ガザミ(黒デコ)の保護



小型ガザミの再放流(全甲幅長13cm以下)

皆様のご理解、ご協力をお願いします。

ガザミ資源の保護・回復 に取り組んでいます!!

有明海では、ガザミの資源が大きく減少していることから、資源回復のために

- ①卵を持っている雌ガザミの保護
- ②小型ガザミの再放流 (全甲幅長13cm以下)
- ③たも網その他のすくい網による採捕禁止 (6/1 ~ 6/15) *
*漁業者だけでなく一般の方も採捕禁止
- ④軟甲ガザミの再放流に努める
- ⑤種苗放流

などに取り組んでいます。



卵を持っている雌ガザミは放卵するまで保護しています。

資源保護、価値向上を図るため、軟甲ガザミの再放流に努めます。

甲羅の長さが13cm以下の小型ガザミは再放流しています。

皆様のご理解、ご協力をお願いします。¹²